

令和 2 年度 社会福祉法人 立正会

事 業 計 画 書

社会福祉法人立正会
特別養護老人ホーム敬愛園
敬愛園デイサービスセンター
敬愛園北上南デイサービスセンター
敬愛園老人介護支援センター
地域包括支援センター北上中央
グループホームけいあい
養護老人ホーム北星荘
ケアハウス北星荘（短期入所事業含む）
北星荘デイサービスセンター
北星荘訪問介護事業所

[1] 令和2年度社会福祉法人立正会事業計画

1. 経営方針

我が国の政治・経済は、ここ数年目先の課題（大胆な金融政策の推進による企業活動への積極的支援、大規模化してきている自然災害対策への対応、さらには東京オリンピックの開催等）へ対策に終始している感があります。しかし、国民の生活感として、そのような取り組みの一端を実感するには、具体的な材料に乏しく、社会全体はもちろんのこと社会福祉法人の経営において多くの課題を課すかたちとなっています。特に、加速する少子高齢化や人口減少は、社会経済に大きな影響を及ぼし、消費市場のさらなる縮小や介護事業をはじめあらゆる業種での人手不足が深刻となっています。

社会福祉法人を取り巻く環境においては、我が国の社会保障制度がめざす基本的方向や理念及び到来しつつある団塊世代の高齢化を踏まえて、これまでどおり①高齢者の安全・安心な生活およびその環境整備、②福祉・介護サービスの改革による生産性の向上、③働き方改革関連法の順次施行を受けて、人材確保・育成等を課題に取り組み、その使命・役割を果たしていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、2020年度は、第四次中長期経営計画の2年目として、改めて当法人のあるべき姿を確認し、日々の業務をはじめとし経営課題の一つ一つを見極め、社会福祉法人・介護保険施設等が地域共生社会の一員として、また、当法人の経営する事業が社会福祉の主たる担い手としてサービスの質の向上への不断の努力と効率的な連携を図り、福祉・介護サービスを必要とする高齢者は然り、地域住民だれもが安心して老後を豊かに生活できるよう、その役割を果たしていくよう事業を進めてまいります。

第四次中長期経営計画では、①法人経営の基本ルールとなる理念、基本方針、福祉理念の周知徹底した事業展開。②各事業所の実態の適切な把握と諸課題への積極的対応。③活動成果とその検証を行い、次年度の各事業の目標を定め、実行と検証を進めていく内容となっています。

2. 令和2年度の重点目標

- 1) 社会福祉法人立正会第四次中長期経営計画（2019年度～2023年度）に基づき、着実な実践に取り組みます。併せて、計画の実施状況について評価・見直等の検証に取り組みます。
本年度、法人創立40年を迎えるにあたり、記念行事として式典及び祝賀会を開催いたします。
- 2) 社会福祉法人立正会組織規程に基づき、各事業間の連携並びに円滑な事業運営を推進します。法人ガバナンスにおいては、情報共有し対話を通じて意思決定する体制を築きます。
- 3) 北上市「第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（平成30年～令和2年度）を受けて、福祉・介護サービスの質の向上に努めると共に、法人・施設各事業の効率的な経営を行います。
①介護保険報酬の動向に対応すべき事業毎の利用率（目標）を設定し、その利用率の達成に努めます。また、引き続き施設整備資金借入金償還については償還計画に基づき実行します。
②地域包括支援センター北上中央の担当地区（相去、鬼柳）の福祉等ニーズを踏まえ、その果たす役割・機能の充実に取り組みます。在宅サービス利用者の状況等に配慮し、当法人各事業所との連携を図り事業実施いたします。
③「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」については、利用者の動向を踏まえニーズに合った事業運営に取り組みます。
- 4) 法人事業全体に係わる福祉・介護サービスの質の向上に取り組みます。特に、利用者の増を図りつつ、通所事業におけるニーズに対応した体制・機能整備を行います。
- 5) 人材の確保・育成（養成）、介護職員の待遇改善、さらにはより一層の労働環境の整備に取り組みます。
①人材確保（特に介護、看護職員）について、引き続き職業紹介機関はじめ介護養成校等を訪問するなど積極的に取り組みます。
②令和3年度職員採用計画の立案と早期に募集等に取り組みます。
③立正会「職員キャリアパス実施要領」、「働き方改革」さらには「介護職員待遇改善特定加算」等を受けて、職員待遇改善や労働環境整備等を計画的に実践します。

- ・人事考課制度における考課表等の見直・検討さらには実施に向け、人材育成に資するよう取り組みます。
 - ・「職位」における給与表格付基準・対応等級基準等の具体化に取り組みます。
 - ・初任給基準表の見直し、若手職員の処遇改善、定年再雇用者・パートタイム職員の職員処遇について、給与規定の改正、運用内規等の整備を図ります。
 - ・準職員の処遇改善に取り組みます。(就業における見直しキャリアアップ助成金活用=継続)
 - ・公的資格(介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事、認知症ケア、医療的ケア等)取得の奨励・支援に取り組みます。
 - ・事業所管理者、主任副主任、リーダー等の基幹職員の役割・目標を明確にし、育成に取り組みます。
 - ・法人、施設企画研修及び外部専門研修を計画的に受講できるように取り組みます。
- 6) 感染症対策については、法人内に対策委員会を設置し、関係機関からの感染予防に関する指導を踏まえ基本方針を策定し、法人運営施設へ周知徹底致します。
- 7) 法人財政基盤の強化・健全性を前提とした余裕資金の活用等についての研究と活用策の一つである運用等も進めてまいります。
- 8) 北上市社会福祉法人連絡会協働による地域公益活動へ参画し、社会福祉法人としての公益活動の使命の一端を担ってまいります。

3. 介護保険に係る各事業の円滑な推進とケアサービスの質的向上に取り組む。

・ 居 宅 介 護 支 援 事 業	= 敬愛園老人介護支援センター	(予防プラン含め概ね 220)
・ 介 護 予 防 支 援 事 業	= 地域包括支援センター北上中央	(プラン概ね 220)
・ 通 所 介 護 事 業	= 敬愛園デイサービスセンター	(定員 30 名/日)
〃	= 敬愛園北上南デイサービスセンター	(定員 20 名/日)
〃	= 北星荘デイサービスセンター	(定員 25 名/日)
・ 訪 問 介 護 事 業	= 北星荘訪問介護事業所	
・ 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	= グループホームけいあい	(定員 9 名)
・ 短 期 入 所 生 活 介 護 事 業	= 特別養護老人ホーム敬愛園	(定員 20 名)
〃	= 北星荘短期入所事業	(定員 9 名)
・ 介 護 老 人 福 祉 施 設	= 特別養護老人ホーム敬愛園	(定員 60 名)
・ 地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設	= 地域密着型特別養護老人ホーム敬愛園	(定員 20 名)
・ 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	= 軽費老人ホーム・ケアハウス北星荘	(定員 30 名)

4. 北上市及び市社会福祉協議会との連携の下で、高齢者保健福祉サービスの推進に取り組む。

・ 地域包括支援センター	= 地域包括支援センター北上中央	
・ 福祉・介護相談・介護予防教室(等)	= 地域包括支援センター北上中央	
・ 生 活 支 援 型 デ イ サ ー ビ ス	= 敬愛園デイサービスセンター	
・ 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)	= 敬愛園デイサービスセンター	
〃	= 敬愛園北上南デイサービスセンター	
〃	= 北星荘デイサービスセンター	
・ 配 食 サ 一 ビ ス	= 敬愛園デイサービスセンター	(定員 20 名/日)
・ 短 期 入 所 (生 活 支 援) サ ー ビ ス	= 養護老人ホーム北星荘	(定員 1 名/日)
・ 養 護 老 人 ホ ー ム	= 養護老人ホーム北星荘	(定員 50 名)

〔2〕令和2年度 特別養護老人ホーム敬愛園 事業計画 (地域密着型特別養護老人ホーム敬愛園 事業計画)

1. 事業方針

- (1) 介護保険制度関係省令を踏まえ、指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者施設として、業務体制の推進及び、サービス日課の適正な運営に努めます。
- (2) 利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助し、また、居宅生活への復帰を念頭に置いて、利用者および家族の希望にそった施設サービス計画の作成に努めます。
- (3) 福祉職員としての自己研鑽につとめ、学習・研修をつみあげ、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供できるよう努めます。
- (4) ユニットケアの理念に則り、施設としての体制確立を目指し、円滑な新規利用者受け入れと、業務の推進を図ります。
- (5) 社会福祉法人立正会・第四次中長期経営計画(2019年度～2023年度)に則り、重点実施項目における実行計画に基づき、着実な実践に取組み、実行と検証を進めます。

2. 重点目標

生 活 介 護	<ul style="list-style-type: none">● ユニットを中心とした業務体制の推進と、ユニットケアの理念に則り、ゆとりある生活を目指したサービス提供に取り組みます。● 24時間シート作成の取り組みを踏まえた、介護サービス計画の実践と定期的な見直し改善に取り組みます。● 新入所指針に基づき、利用者の計画的入所受入れを推進します。 (入所率98%以上を目標値とする)● 日常生活動作能力の維持・向上に向け、生活リハビリとしての援助に取り組みます。
看 護・健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none">● ユニットを中心とした業務体制の推進と、健康な暮らしのサポート体制作りに取り組みます。● 医療的ケアと看取りケアの充実に取り組みます。(資格取得、定期研修、評価・改善)● 日常生活動作能力の維持・向上に向け、生活リハビリとしての援助に取り組みます。
食 生 活	<ul style="list-style-type: none">● 個別希望を踏まえた、栄養ケアマネジメントの実践と定期的な見直し改善に取り組みます。● 業務日課の推進と、「食」の工夫・改善に取り組みます。● 衛生管理に努め、安全・安心な食事を提供します。
居 宅 介 護 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none">● 短期入所生活介護事業の円滑な推進のために、地域包括支援センター及び居宅介護支援専門員との連携を密にし、サービスの安定的な供給を図ります。 (利用率80%以上を目標値とする)● 短期入所生活介護利用者の個別援助計画の作成とサービス充実に努めます。
研 修 ・ 委 員 会	<ul style="list-style-type: none">● 運営基準に基づいた研修及び委員会を定期的に開催します。● 施設内における実務研修等を計画的にすすめ、介護福祉施設職員としての知識と教養・技能向上の継続に努めます。● ユニットケア専門研修会への参加及び、資格取得等を促進します。(ユニットリーダー養成)
運 営 管 理	<ul style="list-style-type: none">● 介護職員待遇改善計画の推進、並びに福祉人材(財)確保と養成に引き続き取り組みます。● 自然災害を含めた非常事態に備え、地域の防災協力体制及び、被災時対策を踏まえた、防災対策マニュアル整備に取り組みます。● 地域福祉の公共的な取り組みの推進を図るため、施設の役割や機能について地域住民に知って頂く機会を作り、地域共生社会の拠点としての機能を確立していきます。● 利用者の家族や地域の関係機関・住民・ボランティア等との連携を図るとともに地域福祉向上を目的としたボランティア育成・発展に努めます。
経 営 管 理	<ul style="list-style-type: none">● 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。● 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、収入確保に向けた取り組みを実施します。● 利用者満足度調査、個別面談などを通じて、定期的な利用者満足の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。

[3] 令和2年度敬愛園デイサービスセンター事業計画

1. 事業方針

- (1) 在宅の要援護高齢者等に対し、通所によって各種福祉サービスを提供し、利用者の福祉向上と家族の介護負担の軽減に努めます。
- (2) 特別養護老人ホーム並びに老人介護支援センター、地域包括支援センターとの連携のもとに要援護高齢者とその家族に対する援助体制づくりに努めます。
- (3) 在宅福祉施策の総合的推進と地域包括ケアシステムの構築のために、行政をはじめ地域の関係機関、団体との連携に努め、在宅福祉サービスの一翼を担います。
- (4) 社会福祉法人立正会・第四次中長期経営計画(2019年度～2023年度)に則り、重点実施項目における実行計画に基づき、着実な実践に取組み、実行と検証を進めます。

2. 重点目標

通所介護事業	<ol style="list-style-type: none">① レクリエーション等利用者サービスの充実・向上を図るため、年間計画及び月間計画を作成し実施します。② 個別ニーズに応えられるよう通所介護計画を作成し実施するとともに定期的な評価を行います。③ 利用者アンケートを実施し、利用者・家族のニーズに応えたサービスを提供できるよう工夫と改善を行います。④ 居宅介護支援事業所、包括支援センターとの情報共有、連携を深め、利用率95%を目標に利用者確保を図り、地域福祉の向上に寄与します。⑤ 北上市介護予防・日常生活支援総合事業における北上市介護予防通所介護サービスによる通所介護サービスの提供を行い、利用者の生活機能維持、向上に努めます。
配食サービス事業	<ol style="list-style-type: none">① 利用者の栄養向上を図るとともに、声がけ等により状況変化等の把握・見守りを行います。② 個別の食ニーズに応えられるよう利用者アンケートを実施して工夫・改善を行います。
研修	<ol style="list-style-type: none">① 外部研修=利用者サービスの質の向上のために、援助技術習得等を目的とした研修に職員の50%以上の参加を目標とします。② 内部研修=老人福祉施設職員としての自覚とともに、福祉サービス提供者としての資質の向上を図るために、認知症ケア、プライバシー保護、身体拘束排除等の研修を計画的に年5回以上開催します。
運営管理	<ol style="list-style-type: none">① 効率的な事業運営に努めて収支の均衡を図り、健全な経営を目標とします。<u>利用者増を図る。</u>② グループホーム、南デイサービスセンターと連携し、安定した運営を行います。<u>職員の人員確保を図る。</u>③ 利用者・家族・地域住民を支える地域支援の拠点としての機能を構築していきます。(地域に向けた介護相談会を実施します。)
経営管理	<ol style="list-style-type: none">① 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。② 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、収入確保に向けた取り組みを実施します。③ 利用者満足度調査、個別面談などを通じて、定期的な利用者満足度の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。

[4] 令和2年度敬愛園北上南ディサービスセンター事業計画

1. 事業方針

- (1) 在宅の軽度要援護高齢者等に対し、通所サービスを提供し、利用者の自立支援と家族の介護負担の軽減に努めます。
- (2) 特別養護老人ホーム並びに老人介護支援センター、地域包括支援センターとの連携のもとに要援護高齢者とその家族に対する援助体制づくりに努めます。
- (3) 在宅福祉施策の総合的推進と地域包括ケアシステムの構築のために、行政をはじめ地域の関係機関、団体との連携に努め、在宅福祉サービスの一翼を担います。
- (4) 社会福祉法人立正会・第四次中長期経営計画(2019年度～2023年度)に則り、重点実施項目における実行計画に基づき、着実な実践に取組み、実行と検証を進めます。

2. 重点目標

通所介護事業	<ul style="list-style-type: none">① レクリエーション等利用者サービスの充実・向上を図るため、年間計画及び月間計画を作成し実施します。② 個別ニーズに応えられるよう通所介護計画を作成し、実施するとともに定期的な評価を行います。③ 利用者アンケートを実施し、利用者・家族のニーズに応えたサービスを提供できるよう工夫と改善を行います。④ 居宅介護支援事業所、包括支援センターとの情報共有、連携を深め、利用率95%を目標に利用者確保を図り、地域福祉の向上に寄与します。⑤ 北上市介護予防・日常生活支援総合事業における北上市介護予防通所介護サービスによる通所介護サービスの提供を行い、利用者の生活機能維持向上に努めます。
研修	<ul style="list-style-type: none">① 外部研修=利用者サービスの質の向上のために、援助技術習得等を目的とした研修に職員の50%以上の参加を目標とします。② 内部研修=老人福祉施設職員としての自覚とともに、福祉サービス提供者としての資質の向上を図るために、認知症ケア、プライバシー保護、身体拘束排除等の研修を計画的に年5回以上開催します。
運営管理	<ul style="list-style-type: none">① 効率的な事業運営に努めて収支の均衡を図り、健全な経営を目標とします。② 敬愛園デイサービスセンターと連携し安定した運営を行います。③ 利用者・家族・地域住民を支える地域支援(相談支援活動)の拠点としての機能を構築していきます。
経営管理	<ul style="list-style-type: none">① 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。② 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、収入確保に向けた取り組みを実施します。③ 利用者満足度調査、個別面談などを通じて、定期的な利用者満足度の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。

[5] 令和2年度グループホームけいあい事業計画

1. 事業方針

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）は、利用者に少人数による共同生活の「お家」を提供すると共に、介護や生活支援を通して、安心とくつろぎの生活の場を提供します。

職員（スタッフ）は、利用者及び家族の思いを尊重し、共同生活の一員として、常に利用者の立場に立った援助に努めます。

- (1) 利用者が安心して「ふつうの暮らし」を送れるよう、家庭的な生活環境づくりに努めます。
- (2) 「認め合い」「支え合い」「助け合い」のあたたかい相互関係づくりに心がけます。
- (3) 役割参加、生きがい活動を通して、自立生活に向けて援助します。
- (4) 利用者と家族のきずなを深めるとともに、地域住民等との関係づくりに努めます。
- (5) 社会福祉法人立正会・第四次中長期経営計画(2019年度～2023年度)に則り、重点実施項目における実行計画に基づき、着実な実践に取組み、実行と検証を進めます。

2. 重点目標

生活援助 介護	<ol style="list-style-type: none">① 利用者的心身の状況や希望を尊重し、訴えや不安感の受容に努めます。② おちついで安心して暮らせる環境(人権とプライバシーの尊重、仲間づくり、役割、居心地等)づくりに留意します。③ 利用者・家族の参画を得て、その意向や日常生活自立度にそった介護サービス計画づくりに取り組みます。 (3~6ヶ月毎)
健康維持	<ol style="list-style-type: none">① 利用者的心身の障害、疾病を理解するとともに、家族、主治医、協力医療機関との連携のもと、適切な治療・健康維持に努めます。② 感染症等の予防に努めます。 (手洗い、うがい、消毒等の徹底)
食生活	<ol style="list-style-type: none">① 利用者の役割参加の場として、調理活動を大切にし、季節感と栄養バランスに配慮した食生活に留意します。② 食中毒予防及び食品衛生管理に留意します。
研修	<ol style="list-style-type: none">① 認知症高齢者の心理・行動の理解等の学習に取り組みます。 (毎月のケース検討、学習会)② 他施設研修・専門研修へ参加し、研鑽を深めます。③ 認知症ケアに関する公的研修（管理者、従事者）の受講及び資格取得を奨励します。
運営管理	<ol style="list-style-type: none">① 「敬愛園福祉オンブズマン」及び「地域密着型サービス外部評価」「介護サービス情報の公表」を実施すると共に、それらの評価や意見を参考にしてサービスや運営の質的向上に努めます。② 「運営推進会議」を開催し、利用者の家族や地域の関係機関・住民・ボランティア等との連携に努めます。③ 火災等の非常災害に備えると共に、災害時における通報・連携体制を整備します。④ 敬愛園デイサービスセンターと連携し、安定した運営を行います。⑤ 利用者・家族・地域住民を支える地域支援（認知症の啓発活動、相談支援活動）の拠点として認知症カフェを活動の柱とし包括支援センターと連携して、機能の強化（開催回数増等）を図っていきます。⑥ 経営健全化に向けた財政基盤の確保として、利用率100%を目指します。
経営管理	<ol style="list-style-type: none">① 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。② 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、収入確保に向けた取り組みを実施します。③ 利用者満足度調査、個別面談などを通じて、定期的な利用者満足度の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。

[6] 令和2年度敬愛園老人介護支援センター事業計画

1. 事業方針

- (1) 在宅の要援護高齢者及びその家族の各種の相談に応じ、適切なサービスの提供・紹介・助言等を行います。
- (2) 地域包括支援センター並びに特別養護老人ホームやデイサービスセンターとの連携のもとに在宅老人と家族に対する援助体制づくりに努めます。
- (3) 地域共生社会(制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「わが事」として参画し人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会)の実現に向けて、行政及び保健医療・福祉サービス関係機関との連携を図ります。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について引き続き理解を深め、地域の人的支援・社会資減を活用し利用者のニーズにあった柔軟な対応が出来るように努めます。
- (5) 社会福祉法人立正会・第四次中長期経営計画(2019年度～2023年度)に則り、重点実施項目における実行計画に基づき、着実な実践に取組み、実行と検証を進めます。

2. 重点目標

居宅介護支援事業 (介護予防支援事業)	<p>① 「自立支援」「生活の質の向上」を目指した「介護（予防）計画」の作成に努め、利用者的人格を尊重し、利用者の選択に基づいた、適切な介護サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう調整を行います。</p> <p>② 「介護（予防）計画」作成件数において<u>月平均170件以上</u>を目標とし、地域福祉の向上に寄与します。</p>
研修	<p>① 外部研修=適切な「介護（予防）計画」の作成ができるよう制度やサービス、援助技術等の研修に職員の50%以上の参加を目標とします。</p> <p>② 内部研修=老人福祉施設職員としての自覚とともに、福祉サービス提供者としての資質の向上を図るために、認知症ケア、プライバシー保護、身体拘束排除等の研修をデイサービスセンターと共に計画的に年5回以上開催します。月1回の支援センター会議を開催し担当以外の利用者の情報を共有します。ケース検討会も実施し他者の事例を通じて自らの支援のあり方を客観視でき、ケアマネの資質や姿勢、技術などを再確認する機会をつくりより良い支援を行う為のスキルアップにつなげます。</p>
運営管理	<p>① 福祉・介護ニーズの把握に努め、居宅サービス利用者の掘り起しを行います。</p> <p>② 業務分掌を見直し、効率的に業務を進められる様に努めます。</p>
経営管理	<p>① 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。</p> <p>② 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、収入確保に向けた取り組みを実施します。</p> <p>③ 利用者満足度調査、個別面談などを通じて、定期的な利用者満足度の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。</p>

[7] 令和2年度 地域包括支援センター北上中央事業計画

1 担当する地区

相去地区、鬼柳地区

2 事務所所在地

北上市相去町高前檀 6-14

3 職員体制

	氏名	役職・資格等	常勤・非常勤	備考
1	伊藤和子	主任介護支援専門員(管理者)	常勤	
2	芹澤由里子	看護師	常勤	
3	昆里美	社会福祉士	常勤	
4	藤原照江	認知症地域支援推進員(看護師)	常勤	
5	伊藤希和子	生活支援コーディネーター 介護支援専門員	常勤	令和1年7月配置

4 令和2年度の重点的に取り組む事業または活動

(1) 介護予防活動の促進に向けて

- ・ 地域型介護予防事業（ここトレパーク）を開催し地域住民の介護予防活動が継続出来るよう支援する。
- ・ 地域における住民主体の介護予防活動（いきいき百歳体操等）の支援を行う。

(2) 認知症施策について周知し認知症高齢者の早期発見・早期対応、家族介護支援に努める。

5 事業計画

(1) 3年間（平成30年度～令和2年度）の運営方針

地域で困難を抱えている高齢者とその家族の思いに心を寄せ、安心して自分らしく暮らしていくことが出来るように、住民が抱えている課題を把握し解決できるよう努める。

(2) 業務推進方針

ア 共通事項

(ア) 地域との連携及び広報活動

- ・ 地域の開業医又は薬局と連携を密にする。院内に窓口を設置させて頂き相談対応を行う。
- ・ 地区の民生児童委員、福祉協力員、自治会組織、老人クラブとの連携を密にする。

(イ) 法令の遵守と個人情報の保護

- ・ P C のパスワード設定、インターネットのウイルス感染対策に努める。
- ・ 個人情報等の書類は鍵付のキャビネットに保存し鍵の管理を徹底する。

イ 介護予防・日常生活支援総合事業・介護予防支援事業

(ア) 事業対象者の判定

- ・ 高齢者の相談に対して訪問し状態の把握を行う。必要に応じて事業対象の申請を案内する。

(イ) 介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの実施

- ・ フレイル(虚弱)予防のために健康長寿の3つの柱を示し地域の健康運動指導士と協働し早い段階から高齢者が出来る限り自立した生活を送ることが出来るよう支援する。
- ・ 通いの場、地域サロン等、地域の身近な場所で人と人のつながりを持つことが出来るよう支援する。
- ・ ふれあいデイサービス訪問時、地域住民の健康チェック、状態把握等を行い必要な情報を提供する。

(3) 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務

- ・ 地域の身近な相談拠点として関係機関との連携のもと様々な相談内容について専門的、継続的に迅速に対応する。
- ・ 窓口や電話での相談、訪問による実態把握及びふれあいデイサービス訪問時参加状況の把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズの発見に努める。

イ 権利擁護業務

- ・ 関係機関、民生委員等からの情報収集によって、高齢者に対する虐待の防止、早期発見に努める。虐待に関する相談等を受けた場合は、速やかに状況の確認を行い、市との連携により適切に対応していく。

- ・ 成年後見制度利用に関する個別の相談に対応するだけでなく、認知症カフェ、ふれあいデイサービス訪問時成年後見制度の周知を行う。
- ・ 権利擁護のひとつとして、地域で心づもりの勉強会開催に努める。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・ 居宅介護支援専門員に対して相談に応じ、支援困難ケースについては具体的な支援方法を検討しながら助言を行い、必要に応じて地域ケア会議等を開催する。
- ・ 相去・鬼柳圏域内の介護支援専門員とネットワークを構築し、定期的に研修会等を開催する。圏域内のサービス事業所や他職種及び民生委員等の連携を深め共に地域資源の共有・発見及び開発に努める。
- ・ 他圏域の地域包括支援センターと協働し研修会及びケアラボを開催し多職種との連携を深めていく。

(4) 地域包括ケアシステムの構築

ア 認知症施策の推進

- ・ 民生委員、福祉協力員、各医療機関や関係機関などと連携を深めると共に警察、消防署、金融機関、スーパー、コンビニなどを訪問し協力を依頼する。
- ・ 認知症の周知に努め認知症サポーター養成講座の開催に向けてPR活動をする。
- ・ 自宅に戻れず迷い歩く認知症高齢者が多くなっている。見守り等強化のため、スーパーやコンビニとの連携を図る。
- ・ 認知症カフェのPR活動に努め、地域資源のサロンを活用し認知症当事者や家族の集いの場とする。

イ 生活支援体制の整備

- ・ 地域の困りごとの把握、ニーズ調査を実施し、地域で必要とされている資源の開発に努める。
- ・ 地域にあるサロン、百歳体操等が継続していくよう、必要に応じてミニ地域ケア会議を開催しフォローしていく。
- ・ 地域の方に興味を持ってもらえるよう、活動している団体の取り組みを地区で紹介する等PRしていき、新規の立ち上げを支援する。

ウ 地域ケア会議の充実

地域ケア会議を開催し地域課題の発見又は地域の特徴を生かした資源の情報収集に努める。

(5) 地域包括支援センターの機能強化

ア 人員体制の強化と担当圏域の見直し

(ア) 業務量に応じた人員体制の強化

配置基準に基づく人員の確保に努める。

(イ) センター機能の強化

・ センター間の役割分担

在宅医療・介護連携推進事業(及び認知症初期集中支援事業)について、機能強化型センターの役割を担い、他のセンターの支援を行う。

・ 市との役割分担

市と地域包括支援センターの役割分担を明確化

【目的】

市及び地域包括支援センターで担当する事業を整理し、業務の執行の効率化を図るため。

(ウ) 運営に対する評価・点検・改善等

・ 情報通信技術の推進

「いわて中部ネット」を市、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等との連絡に活用するほか、さらなる活用方法について検討する。

・ 運営に対する評価・点検(P D C Aの推進)

・ 国が定める指標に基づき、令和元年度実施事業についての評価を実施する。

・ 評価について理解を深めるため、市及びセンター間で勉強会を開催する。

(6) 独自の工夫等

地域でいわゆるゴミ屋敷等が増加している。その背景を分析し、対象者と困惑しながら見守る地域住民に寄り添っていく。

行政・社協と協働し課題解決に向けて取り組み、民生委員をはじめとした地域住民の協力を得ながら対象者が住み慣れた場所で生活していくよう支援していく。

〔8〕令和2年度 養護老人ホーム北星荘 事業計画

1 事業方針

- ・老人福祉法の基本理念に基づき、当法人の経営理念「敬愛」を継承し、利用者の立場を正しく理解し、人権と自由を尊重し、施設生活を通じて生きがいのある日々をおくるように支援するとともに、事業方針に基づいた継続的な改善を推進しながら、より良い人間関係、社会関係が築かれるように努めます。
- ・養護老人ホームを取り巻く厳しい社会環境変化に伴い、当地域における「養護老人ホーム」固有のニーズに対応できるよう更に専門性を高め、養護の存在意義を確立して参ります。また、介護ニーズに対しては、介護サービス個別契約型施設としての運営体制の充実を図っていきます。
- ・少子高齢化の進行による労働者人口の減少、福祉系学校の生徒数の減少等の影響により、人材確保が益々困難になっていく中、職員確保の強化が喫緊の課題であり、採用に向けて計画的に取り組みます。
- ・「事業継続計画」を策定し、高齢者を守る安心と安全の生活の場であり続ける為に、感染症の予防に取り組みます。

2 事業の重点目標

- 1) 感染症対策として、予防を徹底し、関係機関と連携を図り冷静な取り組みを行います。
(正確な情報の収集と予防策の職員・利用者・家族への周知の上で、手洗い、うがい、換気等の基本対応の徹底)
- 2) 災害や感染症等の不測の事態に備え、利用者の介護・生活支援を中断させない為の「事業継続計画」の策定・実施。
①不足する経営資源を補う為の取り組み ②意思決定と情報伝達の仕組みづくり ③予防、被害軽減の為の取り組み
- 3) 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスを提供します。
⇒年3回、主任者会議等において推進状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。
- 4) 職員が連携し、利用者主体の質の高い均質なサービスを提供します。
⇒処遇方針検討表、処遇計画等の作成に際して、利用者を主体に家族の参画を得るなど、多職種連携の上で作成し、個別の目標と計画に沿ったサービスを提供します。
- 5) 介護ニーズが高い利用者に対しては、居宅介護支援事業所と密接な連携を図り、適切な介護保険サービスの提供につなげ、住み慣れた養護老人ホームでの生活の継続を支援します。
- 6) 「暮らしの満足度調査」(年1回)、個別面談等を通じて、サービスに対する利用者及びご家族の「思い」を聴取・分析・分析結果の評価を行い、サービス内容の改善につなげます。
- 7) ヒヤリハットの取り組みの積み重ねによる事故発生リスクの低減を、身体拘束ゼロ・スピーチロックゼロに向けた取り組みと共に図ります。
⇒毎月の委員会開催に加えて年2回、全職員を対象とした「身体的拘束廃止と事故防止」の研修を実施します。また、職員採用時には、必ず「身体拘束等適正化の指針」に基づく研修を行います。
- 8) 事故、苦情、ご意見等に対して、迅速かつ誠実に対応します。
- 9) 利用者の高齢化、要介護者の重度化が一層進んでおり、サービスの内容を常に見直し、現在の利用者ニーズに即した生活づくりやADL（日常生活動作）の維持向上に繋げます。
- 10) 多様化する利用者ニーズに応えていくため専門性を高めていく研修を計画的に行います。
- 11) 地域社会の一員として社会活動に参加し、地域との交流を図り、養護老人ホームの役割について住民の理解を頂き、一層の協力関係が得られるように努めます。①地域住民との交流を図り、ボランティア育成、社会教育、生涯学習の一端を担います。②施設機能の地域開放（介護知識・技術の習得への係わりや地域住民活動等への情報提供等）を行います。
- 12) 開設から1~3年、既存の施設や備品等を大切に使いながら、耐用年数を考慮し、計画的に修繕や更新を行い、安心と安全のサービスを提供します。
- 13) 「非常災害対策計画」を地域及び関係機関と連携のうえ整備し、火災のみならず地震等の災害を想定した訓練を計画的に実施します。また、県高齢協と連携し「岩手県高齢協Web防災マップ」を活用し、施設間の協力体制の構築を図ります。
- 14) 施設の経営状況を的確に把握の上で、全職員に分かりやすく周知し、「措置費」に関する確実な業務遂行に努めます。⇒①月の初日在籍率の充足に努めます。（目標値99%以上の維持）②疾病の早期発見、早期治療に努め、入院者数の減少に努めます。（在荘率96%以上の維持）
- 15) 経営基盤の整備、関連諸法令の遵守、職業倫理の醸成に努めます。

【9】令和2年度 ケアハウス北星荘事業計画

(特定施設入居者生活介護事業・北星荘短期入所生活介護事業)

1 事業方針

- ・老人福祉法並びに介護保険法に基づき、当法人の経営理念「敬愛」を継承し、利用者の立場を正しく理解し、人権と自由を尊重し、施設生活を通じて生きがいのある日々をおくれるようにケアハウス（介護専用型）として生活支援、介護サービス、看護を提供するとともに、事業方針に基づいた継続的な改善を推進しながら、より良い人間関係、社会関係が築かれるよう努めます。
- ・要介護1～2であっても単身生活の継続が困難な方がおられます。そのニーズに対して、ケアハウス（介護専用型）が応えてゆける施設である事を積極的に地域住民や関係機関に対して発信していきます。
- ・少子高齢化の進行による労働者人口の減少、福祉系学校の生徒数の減少等の影響により、人材確保が益々困難になっていく中、職員確保の強化が喫緊の課題であり、採用に向けて計画的に取り組みます。
- ・「事業継続計画」を策定し、高齢者を守る安心と安全の生活の場であり続ける為に、感染症の予防に取り組みます。

2 事業の重点目標

- 1) 感染症対策として、予防を徹底し、関係機関と連携を図り冷静な取り組みを行います。
(正確な情報の収集と予防策の職員・利用者・家族への周知の上で、手洗い、うがい、換気等の基本対応の徹底)
- 2) 災害や感染症等の不測の事態に備え、利用者の介護・生活支援を中断させない為の「事業継続計画」の策定・実施。
①不足する経営資源を補う為の取り組み ②意思決定と情報伝達の仕組みづくり ③予防、被害軽減の為の取り組み
- 3) 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスを提供します。
⇒年3回、主任者会議等において推進状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。
- 4) 職員が連携し、利用者主体の質の高い均質なサービスを提供します。
⇒処遇方針検討表、処遇計画等の作成に際して、利用者を主体に家族の参画を得るなど、多職種連携の上で作成し、個別の目標と計画に沿ったサービスを提供します。
- 5) 「暮らしの満足度調査」(年1回)、個別面談等を通じて、サービスに対する利用者及びご家族の「思い」を聴取・分析・分析結果の評価を行い、サービス内容の改善につなげます。
- 6) ヒヤリハットの取り組みの積み重ねによる事故発生リスクの低減を、身体拘束ゼロ・スピーチロックゼロに向けた取り組みと共に図ります。
⇒毎月の委員会開催に加えて年2回、全職員を対象とした「身体的拘束廃止と事故防止」の研修を実施します。また、職員採用時には、必ず「身体拘束等適正化の指針」に基づく研修を行います。
- 7) 事故、苦情、ご意見等に対して、迅速かつ誠実に対応します。
- 8) 利用者の高齢化、要介護者の重度化が一層進んでおり、サービスの内容を常に見直し、現在の利用者ニーズに即した生活づくりやADL（日常生活動作）の維持向上に繋げます。
- 9) 多様化する利用者ニーズに応えていくため専門性を高めていく研修を計画的に行います。
- 10) 地域社会の一員として社会活動に参加し、地域との交流を図り、養護老人ホームの役割について住民の理解を頂き、一層の協力関係が得られるように努めます。①地域住民との交流を図り、ボランティア育成、社会教育、生涯学習の一端を担います。②施設機能の地域開放（介護知識・技術の習得への係わりや地域住民活動等への情報提供等）を行います。
- 11) 開設から13年、既存の施設や備品等を大切に使いながら、耐用年数を考慮し、計画的に修繕や更新を行い、安心と安全のサービスを提供します。
- 12) 「非常災害対策計画」を地域及び関係機関と連携のうえ整備し、火災のみならず地震等の災害を想定した訓練を計画的に実施します。また、県高齢協と連携し「岩手県高齢協Web防災マップ」を活用し、施設間の協力体制の構築を図ります。
- 13) 施設の経営状況を的確に把握の上で、全職員に分かりやすく周知し、「事務費」「介護保険収入」に関する確実な業務遂行に努めます。⇒①月の初日在籍率の充足に努めます。(目標値99%以上) ②疾病の早期発見、早期治療に努め、入院者数の減少に努めます。(在荘率96%以上)
- 14) 経営基盤の整備、関連諸法令の遵守、職業倫理の醸成に努めます。

[10] 令和2年度 北星荘デイサービスセンター事業計画

1 事業方針

- ・老人福祉法の基本理念及び介護保険法に基づき、当法人の経営理念「敬愛」を継承し、利用者の立場を正しく理解し、人権を尊重した丁寧な福祉サービスを提供します。
- ・利用者、ご家族に、次回の利用が待ち遠しいと思って頂けるサービスの提供を目指します。
- ・利用者の思いに耳と心を傾け、継続的な改善を推進し、サービスの向上を図り、利用者の安心・安全を実現します。
- ・「事業継続計画」を策定し、高齢者を守る安心と安全の通いの場であり続ける為に、感染症の予防に取り組みます。

2 事業の重点目標

- 1) 感染症対策として、予防を徹底し、関係機関と連携を図り冷静な取り組みを行います。
(正確な情報の収集と予防策の職員・利用者・家族への周知の上で、手洗い、うがい、換気等の基本対応の徹底)
- 2) 災害や感染症等の不測の事態に備え、利用者の介護・生活支援を中断させない為の「事業継続計画」の策定・実施。
①不足する経営資源を補う為の取り組み ②意思決定と情報伝達の仕組みづくり ③予防、被害軽減の為の取り組み
- 3) 多様化する在宅等の要支援・要介護者に対し、そのニーズ把握並びに提供体制を整備し、通所によって生活支援、介護サービスを提供し、利用者の生活・介護不安の解消と家族等の介護負担の軽減に努めます。
- 4) 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスを提供します。
⇒年3回、主任者会議等において推進状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。
- 5) 職員が連携し、利用者主体の質の高い均質なサービスを提供します。
- 6) 「利用満足度調査」(年1回)、個別面談等を通じて、サービスに対する利用者及びご家族の「思い」を聴取・分析・分析結果の評価を行い、サービス内容の改善に繋げます。
- 7) ヒヤリハットの取り組みの積み重ねによる事故発生リスクの低減を、身体拘束ゼロ・スピーチロックゼロに向けた取り組みと共に図ります。
⇒毎月の委員会開催に加えて年2回、全職員を対象とした「身体的拘束廃止と事故防止」の研修を実施します。また、職員採用時には、必ず「身体拘束等適正化の指針」に基づく研修を行います。
- 8) 事故、苦情、ご意見等に対して、迅速かつ誠実に対応します。
- 9) 義護老人ホーム北星荘をはじめとする老人福祉施設並びに地域包括・在宅介護支援センターとの連携のもとに利用者並びにその家族への支援体制に努めます。
- 10) 行政はじめ地域の関係機関・団体と連携を図り、在宅福祉・支援サービスの一翼を担います。
- 11) 介護サービス情報公表制度への取組みを通じ事業体制の見直しと福祉・介護サービスの向上に努めます。
- 12) 「非常災害対策計画」を地域及び関係機関と連携のうえ整備し、火災のみならず地震等の災害を想定した訓練を計画的に実施します。また、県高齢協と連携し「岩手県高齢協 Web 防災マップ」を活用し、施設間の協力体制の構築を図ります。
- 13) 経営健全化に向けた財政基盤の確保として、稼働の安定と効率経営、数値管理を行います。
⇒利用率90%以上を目指します。(定員25名、一日平均22.5人以上の利用)
- 14) 関連諸法令の遵守、職業倫理の醸成に努めます。

3 事業実施内容

- 1) 介護保険法に基づく通所介護サービス・介護予防通所サービスを実施します。
- 2) 北上市と共に、要支援者への支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組みます。

4 実施体制

事業従事職員の整備（職員資質含む）を図り、利用者ニーズに応じた介護等サービスが提供出来るように職員体制を整備し、通所事業等に取り組みます。

5 苦情処理等

サービス提供に伴う苦情等の受付並びに苦情処理体制については、北星荘福祉オングルマンにより対応します。

【11】令和2年度 北星荘訪問介護事業所事業計画

1 事業方針

- ・老人福祉法の基本理念及び介護保険法に基づき、当法人の経営理念「敬愛」を継承し、利用者の立場を正しく理解し、人権を尊重した丁寧な福祉サービスを提供します。
- ・利用者の思いに耳と心を傾け、継続的な改善を推進し、サービスの向上を図り、利用者の安心・安全を実現します。
- ・少子高齢化の進行による労働者人口の減少、福祉系学校の生徒数の減少等の影響により、人材確保が益々困難になっている中、職員確保の強化が喫緊の課題であり、採用に向けて計画的に取り組みます。
- ・「事業継続計画」を策定し、高齢者を守る安心と安全のサービスであり続ける為に、感染症の予防に取り組みます。

2 事業の重点目標

- 1) 感染症対策として、予防を徹底し、関係機関と連携を図り冷静な取り組みを行います。
(正確な情報の収集と予防策の職員・利用者・家族への周知の上で、手洗い、うがい、換気等の基本対応の徹底)
- 2) 災害や感染症等の不測の事態に備え、利用者の介護・生活支援を中断させない為の「事業継続計画」の策定・実施。
①不足する経営資源を補う為の取り組み ②意思決定と情報伝達の仕組みづくり ③予防、被害軽減の為の取り組み
- 3) 在宅等の要介護者に対し、訪問によって介護サービスを提供し、利用者の介護不安の解消と家族等の介護負担の軽減に努めます。
- 4) 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスを提供します。
⇒年3回、主任者会議等において推進状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。
- 5) 介護ニーズを適切に判断しながら、各利用者の生活を支えていくための適時適切な訪問介護サービスの提供に努めます。
- 6) 職員が連携し、利用者主体の質の高い均質なサービスを提供します。
- 7) 「利用満足度調査」(年1回)、個別面談等を通じて、サービスに対する利用者及びご家族の「思い」を聴取・分析・分析結果の評価を行い、サービス内容の改善に繋げます。
- 8) ヒヤリハットの取り組みの積み重ねによる事故発生リスクの低減を、身体拘束ゼロ・スピーチロックゼロに向けた取り組みと共に図ります。
⇒毎月の委員会開催に加えて年2回、全職員を対象とした「身体的拘束廃止と事故防止」の研修を実施します。また、職員採用時には、必ず「身体拘束等適正化の指針」に基づく研修を行います。
- 9) 事故、苦情、ご意見等に対して、迅速かつ誠実に対応します。
- 10) 養護老人ホーム等、福祉・介護施設並びに、在宅介護支援センター等との連携のもとに、利用者及びその家族への支援体制の強化に努めます。
- 11) 行政はじめ地域の関係機関・団体と連携を図り、在宅福祉・介護サービスの一翼を担います。
- 12) 介護サービス情報公表制度への取組みを通じ事業体制の見直しと福祉・介護サービスの向上に努めます。
- 13) 経営基盤の整備、関連諸法令の遵守、職業倫理の醸成に努めます。

3 事業実施内容

- 1) 介護保険法の規定に基づく訪問介護サービスを実施します。
- 2) 経済的困窮等により、福祉の措置により養護老人ホームに入所されている利用者が介護が必要になった際にも安心して養護老人ホームでの生活を継続出来るための介護を提供します。

4 実施体制

サービス提供責任者をはじめ介護員配置基準（2、5人）以上の職員配置を行い、介護等サービスに応じて職員体制を整備します。

5 苦情処理等

サービス提供に伴う苦情等の受付並びに苦情処理体制については、北星荘福祉オンブズマンにより対応します。